

経理の窓



平成20年4月1日号

新年度を迎えました。サブプライムローンの問題から、原油高、原材料のコスト増といった厳しい情勢にあります。国会の動きも気になりますね。

今月の税務	法人 : 2月決算法人の確定申告と納付 地方税 : 軽自動車税の納付 個人 : 固定資産税と都市計画税の第1期分の納付 所得税の振替納税日、4月22日(火) 消費税の振替納税日、4月24日(木) (口座振替での納税をご利用の場合)
--------------	---

帳簿書類の備え付けについて

確定申告が終了したあとは、資料を片付け（保存し）ますね。電子データでの保存制度もありますが、パソコンの寿命（4、5年）や会計ソフトのバージョンアップ（毎年）等を考えると、中小の事業者にとっては、紙に印刷されたものが、簡便で確実な方法と思います。帳簿は、税務調査が入ったときに印刷すれば、いいという税理士もいらっしゃいますが、パソコンがこわれてデータがなくなったとか、税理士を変えて頼みづらいという事情も発生しないとも限りません。決算が終了したあとは、バックアップをとる意味合いも兼ねて、印刷しておくべきと思います。

保存すべき書類は、業務に関する帳簿（元帳）、収入と支出に関わる現金出納帳、預貯金の通帳、領収書、請求書、注文書や契約書などです。

（個人の帳簿備え付け義務）

- ①不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行うもので、前々年分のこれらの所得金額の合計額が300万円を超えるものは、これらの所得に係る帳簿を作成し保存しなければなりません。
- ②不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行うもので、前々年分の確定申告書を提出したものは、その業務に関する帳簿及び書類を保存しなければなりません。
- ③財務諸表、帳簿、現金の収受、払出、預貯金の預入、引出に際して作成された書類等は、作成、受領、閉鎖の日の属する年の翌年から7年間保存しなければなりません。
- ④保存場所は、住所地または、事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

（法人の帳簿備え付け義務）

法人は、帳簿書類を7年間保存しなければなりません。

（消費税の帳簿備え付け義務）

消費税の課税事業者は、所得税、法人税の保存義務期間と同様に帳簿書類を7年間保存しなければなりません。

確定申告書の間違いに気がいたら

(法定申告期限前に間違いに気がついた場合)

法定申告期限内に同じ人から確定申告書が2以上提出された場合には、法定申告期限内に特段の申出がない限り、最後に提出された申告書はその人の申告書として取り扱うことになっていますので、正しい申告書を新たに作成して提出することができます。

(法定申告期限後に間違いに気がついた場合)

法定申告期限後に、税金の過少申告や過大な還付申告に気がついたときは、「修正申告」をします。

自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税が免除になり、延滞税がかかります。税務署の指摘などで不足税額を支払う場合は、増加税額に加算税がかかります。

税金の納め過ぎが判明したときは、今年の申告であれば、来年の3月15日までに「更正の請求」をして税金を還付してもらうことができます。

延滞税は、納付期限の2ヶ月以内は、4.7%、以後14.6%がかかります。加算税は、増加税額の10%がかかります。増加税額が、期限内申告税額または50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分について15%相当額の加算税がかかります。

申告期限までに確定申告をしなかった場合には、決定税額の15%の無申告加算税と延滞税が課されます。期限後の申告でも、自主的に確定申告をした場合には、無申告加算税は、5%に軽減されます。余分な税金を払わないためにも、早めの再点検は、必要ですね。

(お知らせ)

クリーム色の資料送付用の封筒は、平成20年3月31日で、差出有効期間が終了いたしました。4月1日からは、グリーン色の封筒をご利用ください。よろしく願いいたします。

資料を郵送いただくご契約のお客様には、新しい封筒を郵送いたします。

